

令和7年度答申第69号
令和7年12月24日

諮詢番号 令和7年度諮詢第104号（令和7年10月7日諮詢）

審査庁 環境大臣

事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）16条の2に規定する焼却禁止の例外に該当しない産業廃棄物の焼却を行ったとして、廃掃法14条の3の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）廃棄物の定義

ア 廃掃法2条1項は、この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう旨規定する。

イ 廃掃法2条4項は、この法律において「産業廃棄物」とは、同項各号

に掲げる廃棄物をいうと規定し、同項1号は、「事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」を掲げる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）2条2号は、上記「政令で定める廃棄物」として「木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）」を掲げる。

（2）産業廃棄物処理基準

廃掃法12条1項は、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない旨規定する。

（3）産業廃棄物管理票

廃掃法12条の3第1項は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない旨規定する。

（4）産業廃棄物処理業

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可

（ア）廃掃法14条1項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

（イ）廃掃法14条2項は、前項の許可は、5年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定する。

廃掃法施行令6条の9は、上記の「政令で定める期間」について、新たに許可を受けた者であるか又は許可の更新を受けた者であるかなどの区分により、「5年」又は「7年」とする旨規定する。

また、廃掃法14条3項は、前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する旨規定する。

イ 産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理

廃掃法14条12項は、同条1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない旨規定する。

（5）産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

廃掃法14条の3の2第1項は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者等が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、同項5号は、廃掃法14条の3第1号に該当し情状が特に重いときを掲げる。

廃掃法14条の3第1号は、産業廃棄物収集運搬業者が「違反行為をしたとき」を掲げており、廃掃法7条の3第1号は、「違反行為」とは、「この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為」とする旨規定する。

（6）廃棄物の焼却禁止及び焼却設備

廃掃法16条の2は、何人も、同条各号に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない旨規定する。

ア 同条1号は「一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却」を掲げる。

廃掃法施行令6条1項柱書きは、産業廃棄物処理基準は、同項各号のとおりとすると規定し、同項2号は、産業廃棄物の処分に当たっては、次によることとし、同号イは、一般廃棄物を焼却する場合について定める廃掃法施行令3条2号イの規定の例によることを掲げる。そして、廃掃法施行令3条2号イは、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却することと規定する。

「環境省令で定める構造」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）1条の7が規定しており、同条3号は、燃焼室内において廃棄物

が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであることを掲げる。

イ 廃掃法16条の2第2号は「他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却」を掲げる。

ウ 廃掃法16条の2第3号は「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」を掲げる。

「政令で定めるもの」については、廃掃法施行令14条が同条各号のとおりとすると規定し、同条5号は、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」を掲げる。

(7) 報告徴収

廃掃法18条1項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物又はこれであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者その他の関係者に対し、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬又は処分等に関し、必要な報告（以下「報告書」という。）を求めることができる旨規定する。

(8) 立入検査

廃掃法19条1項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物又はこれであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査等させることができる旨規定する。

(9) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

廃掃法21条の3第1項は、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第3条第2項及び第3項、第4条第4項、第6条の3第2項及び第3項、第13条の12、第13条の13、第13条の15並びに第15条の7を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）

を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とすると規定する。

（10）罰則

廃掃法25条1項（令和4年法律第68号による改正前のもの。）は、同項各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定し、同項15号は、「第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者」を掲げる。

（11）処理基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成23年3月15日付け環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）は、廃掃法14条の3等に係る法定受託事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）245条の9第1項に規定する法定受託事務の処理に当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めており、廃掃法25条1項15号に規定する同法16条の2の規定に違反した廃棄物の焼却（以下「不法焼却」という。）については、廃掃法14条の3の2第5号に掲げる「情状が特に重いとき」に相当するとして、処分内容は「許可取消し」としている。

（12）行政処分の指針

「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「処分指針」という。）は、廃掃法14条の3の2に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消しについて、次のとおり定めている。

ア 産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しないと判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること（廃掃法14条の3の2）。

なお、産業廃棄物処理業者が不法投棄等の重大かつ明白な違反行為を行っているにもかかわらず、原状回復責任を全うさせること等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上追認するものであり、適正処

理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ、公益を害するものである。したがって、こうした場合には、躊躇することなく、取消処分を行った上で、原状回復については措置命令により対応すること。

(第2の1趣旨)

イ 「違反行為」とは、廃掃法又は廃掃法に基づく処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はないこと。刑事処分において起訴猶予を理由とする不起訴の処分が行われた場合であっても、これは犯罪の輕重及び情状、犯罪後の情況などを総合的に判断して検察官が訴追を行わないとする処分を行ったものであって、違反行為の事実は客観的に明らかであることから、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図ることを目的とする廃掃法の趣旨に照らし、厳正な行政処分を行うべきであること。 (第2の2(1)①)

ウ 廃掃法14条の3第1号に該当し「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な廃掃法違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など、廃棄物の適正処理の確保という廃掃法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいい、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から判断されるものであること。なお、廃掃法25条から27条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えないこと。

(第2の2(5))

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、処分庁から、平成30年7月27日付で、廃掃法14条1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の新規許可を受け、令和5年11月21日付で同許可の更新を受けた。

(産業廃棄物収集運搬業許可証)

(2) 審査請求人は、令和5年8月18日から同年9月22日まで、B社から依頼を受け、住宅の内外装撤去工事（以下「本件工事」という。）を行った。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書)

(3) 処分庁の職員は、令和5年9月4日、審査請求人の事業場（以下「本件事業場」という。）内から黒煙が発生しているのを覺知し、同日、立入検査を実施し、本件工事により発生した木くず（以下「本件木くず」という。）約10キログラムを焼却していること（以下「本件焼却」という。）を確認した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告の徴収について)

(通知)（令和5年12月25日付け）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書、立入検査票、A都道府県C局D部職員
が撮影した現場写真)

(4) 処分庁は、令和5年12月25日付で、廃掃法18条の規定に基づき、審査請求人に対し、本件焼却について報告を求め、同月26日、本件焼却について立入検査を行った。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告の徴収について)

(通知)（令和5年12月25日付け）、立入検査票)

(5) 審査請求人は、令和6年1月16日及び同月17日、処分庁に対し、上記（4）の報告徴求に係る報告書を提出した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書（追加）、追加資料)

(6) 処分庁は、令和6年6月7日付で、審査請求人に対し、廃掃法14条の3の2第1項5号の規定に基づき審査請求人に係る産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すことを予定しているとして、同月24日に行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項1号に規定する聴聞を実施する旨通知し、同日、当該聴聞を実施した。

（聴聞通知書、聴聞調書、聴聞報告書）

(7) 処分庁は、令和6年7月24日付で、審査請求人に対し、本件焼却は、焼却禁止（廃掃法16条の2）の規定に違反するとして、廃掃法14条の3の2の規定に基づき本件取消処分を行った。

（本件取消処分の通知書）

(8) 審査請求人は、令和6年10月22日付で、審査庁に対し、本件取消処分を不服として本件審査請求をした。

（諮詢説明書、審査請求書）

(9) 審査請求人は、令和6年10月22日付で、審査庁に対し、本件取消処分の執行停止を申し立て、審査庁は、同年12月6日付で、執行を停止しない旨決定し、審査請求人に通知した。

(執行停止申立て書、執行停止申立てに対する決定)

(10) 審査庁は、令和7年10月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件焼却の事実を認めるが、本件焼却を理由とした本件取消処分は、廃掃法14条1項5号の「情状が特に重いとき」に該当せず、違法である。

仮に、本件取消処分が違法でないとしても、本件取消処分は、行為及び結果の重大性に比べて重きに過ぎ、不当である。以下、この点について検討する。

(1) 地方公共団体の処分基準

地方公共団体によっては、廃掃法に基づく許可を有している者に対して不利益処分を行うに際しよるべき処分基準を定めている。

例えば、不法焼却について、処分内容としては許可取消しと定めつつ、一定の要件を満たしている場合などにはこれを軽減等することができるといった基準を定めている地方公共団体が複数存在している。他方で、A都道府県においては、廃掃法に基づく許可を有している者に対する不利益処分を行うに際し、よるべき処分基準が定められていない。

(2) 本件取消処分の違法性及び不当性

ア 廃掃法14条の3の2第1項5号の「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な法違反が行われた場合や違反行為が繰り返され是正が期待できない場合等、廃棄物の適正処理の確保という廃掃法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいうものと解され、それに当たるか否かは、違反行為の態様や回数、行為者の是正可能性等の諸事情を考慮した上で判断権者の合理的な裁量に委ねられていると解される（さいたま地方裁判所平成19年8月29日判決（平成18年（行ウ）第12号）参照）。

また、A都道府県において、産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消された事例においては、法人が破産手続開始の決定を受けたこと、廃掃法違反

の罪により罰金刑が確定したこと、その他の刑事法令に違反して処罰を受けたこと、改善命令の不履行があったこと等が、その取消しの理由とされている。

本件では、審査請求人は、刑事手続において不起訴となっており、改善命令の不履行等もない。上記各事例と比較して、本件取消処分は重すぎるといえる。

イ 本件審査請求への当てはめ

- (ア) 本件焼却における焼却物量は、木くず10キログラムであり、焼却量が多いとはいえない。
- (イ) 本件焼却における焼却時間は約1時間30分であり、長時間とはいえない。
- (ウ) 審査請求人は、A都道府県による立入検査の後は、水をかけて消火し、直ちに焼却行為を止めており、その後、本件事業場にて廃棄物を焼却したことはなく、A都道府県による調査に対しても誠実に対応している。

また、本件焼却は、審査請求人の従業員Eが独自の判断で行っていたものであり、A都道府県による立入検査の後は、審査請求人の代表取締役が、従業員に対して、改めて、不法焼却を行わないように周知徹底している。審査請求人は、中小零細企業である。審査請求人は、会社を挙げて大規模に焼却行為を行っていたものではない。

- (エ) 本件焼却を行ったドラム缶（以下「本件ドラム缶」という。）は、直径57センチメートル、高さ45センチメートルと小規模なもので、もともと改造されていたものを、審査請求人の従業員が解体現場から持ち帰ったものである。

また、本件ドラム缶は、令和5年春頃から本件事業場内に存在し、使用されたのは約3回であり、継続的に使用されていたものではない。

- (オ) 本件焼却が行われた場所の周囲は、田が広がっており、住宅密集地ではない。本件焼却は短時間かつ少量で行われており、本件焼却による生活環境の保全上の支障は生じていないし、審査請求人の業務に関して、今まで、周辺住民から苦情が寄せられたことはない。

なお、審査請求人の事業所が所在する佐渡市では、薪を燃やして風呂を沸かしている家庭もある。本件取消処分においては、本件焼却が行われた場所が、都市部ではないことも考慮すべきである。

(カ) 審査請求人は、平成30年7月27日に産業廃棄物収集運搬業の新規許可を受けてから本件取消処分に至るまでの間、一度も行政処分及び行政指導を受けたことがない。

(キ) 審査請求人は、廃掃法違反の刑事手続において不起訴処分となっている。

(ク) 審査請求人は、本件焼却により、多大な金銭的利益を得たものではない。

以上の事情によれば、本件焼却は廃掃法の趣旨に照らして、重大な法令違反であるとはいえない、「情状が特に重い」とはいえない。

したがって、本件取消処分は違法である。

また、上記各事情によれば、仮に本件取消処分が違法でないとしても、本件取消処分は本件焼却の重大性に比べて審査請求人に与える影響が大きすぎるものであり、不当である。

(3) 「処理基準」及び「処分指針」の法的性質について

処分庁のいう「処理基準」及び「処分指針」は行政規則であり、法規性を有しないため、行政処分の実体法上の適法性は、処分根拠規定の定める実体要件を充足しているか否かにより定まり、行政規則の定める要件の充足及び不充足は、原則として実体的違法事由とは無関係である。

判例においては、通達が法規性を有しないことから、行政機関内部の拘束力はあったとしても、一般国民に対する直接的な拘束力はなく、行政機関が通達の趣旨に反しても処分の効力を左右せず、裁判所も通達に拘束されないと判示されている（墓地埋葬法通達変更事件判決、最高裁判所判決昭和43年12月24日民集22巻13号3147頁参照）。また、行政庁がその裁量に任された事項について「裁量権行使の準則を定めることがあつても、このような準則は、本来行政手続の妥当性を確保するためのものなのであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として、当不當の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるものではない」（マクリーン事件判決、最高裁判所判決昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁参照）と判示されている。

「処理基準」及び「処分指針」によると、不法焼却は廃掃法14条の3の2第1項5号の「情状が特に重いとき」に該当するとされているが、本件焼却は、上記（2）イ記載の各事情からすれば、廃掃法の趣旨に照らして、重大な法令違反であるとはいえない、「情状が特に重いとき」とはいえない。

このように、本件において「処理基準」及び「処分指針」を一律的及び機械的に適用することは、廃掃法の趣旨に照らして違法又は不当である。

(4) 審査請求人は、本件取消処分により、産業廃棄物収集運搬だけでなく、建物の解体等の依頼も激減したことで事業の継続が困難となり、令和6年11月末をもって営業を停止した。このように多大な経済的損害を受けている。

(5) 審査請求人は、平成18年8月22日付けで、不法投棄を理由として産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を受けたが、当時の代表取締役は当該処分の責任をとり、代表取締役を退任した。その後、審査請求人は、新たな代表取締役の下、従業員及び役員に対して、法令を遵守するよう指導監督してきた。

また、審査請求人は、平成30年7月26日に、厳重注意文書による行政指導を受けた。これは、産業廃棄物収集運搬業許可の更新に際し、審査請求人が行政書士に更新手続を依頼していたが、当該行政書士による手続が遅れた結果、許可の有効期限が切れてしまったものである。審査請求人は、処分庁に対し、上記経緯を説明し、審査請求人が故意に期限を超過したものではないこと等から、文書による行政指導にとどまったものである。

以上により、本件取消処分及び行政指導は、本件とはいずれも無関係であり、これらを本件取消処分の理由とすることは他事考慮に当たり、違法又は不当である。

(6) 本件焼却の対象は、木くず10キログラムであり、本件ドラム缶は、その構造から焼却施設ではなく、屋外で使用する調理用カマドである。従つて、本件焼却は日常生活で用いられるカマドを利用したたき火であり、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの、すなわち、廃掃法施行令14条5号に規定される焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却に該当する。

(7) 以上の理由により、本件取消処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 本件取消処分の違法性（裁量の逸脱濫用）：「情状が特に重いとき」要件該当性

(1) 審査請求人は、本件焼却は廃掃法の趣旨からすると重大な法令違反であ

るとはいはず「情状が特に重いとき」に該当しないため、本件取消処分は違法である等主張するが、処分指針（上記第1の1の（12）のウ）によると、廃掃法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な法違反が行われた場合や違反行為が繰り返され是正が期待できない場合等、廃棄物の適正処理の確保という廃掃法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいうものと解され、それに当たるか否かは、違反行為の態様や違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情を考慮した上の判断権者の合理的な裁量に委ねられていると解する。

そこで、本件について、処分庁の判断がその裁量権を逸脱し又は濫用したといえるか検討する。

(2) 審査請求人が請け負った「本件工事」から発生した「本件木くず」を本件工事の現場から本件事業場内へ持ち帰り、審査請求人の従業員が焼却していることからすれば、本件焼却は審査請求人の業務として行ったものといえる。

加えて、審査請求人は産業廃棄物収集運搬業の許可を有している許可業者であり、審査請求人の従業員は業務を行うに当たって廃掃法に従った適正な廃棄物の処理が求められる立場の者である。そして、本件木くずが産業廃棄物に該当し、審査請求人が産業廃棄物の収集運搬業の許可しか有していないことからすれば、本件木くずは審査請求人が焼却することはできない物であった。これらの事情からすれば、本件焼却の行為の悪質性は高いといえる。

(3) これに対し、審査請求人は、本件焼却は審査請求人の従業員Eが独自の判断で行っていたものであり、審査請求人の代表取締役の指示によるものではなく、会社を挙げて大規模に焼却行為を行っていたものではない旨主張する。

しかしながら、審査請求人代表取締役は遅くとも令和5年春頃には本件事業場内に本件ドラム缶が設置されていることを認識しており、本件ドラム缶内部の焼却灰から本件ドラム缶を用いて焼却していることを知っていたにもかかわらず、その事実について従業員に何ら確認をせず、従業員Eに業務を任せきりにしていたものであり、前述の理由のとおり、本件焼却が審査請求人の業務として行われていたという判断が変わるものではなく、審査請求人の主張は採用できない。

(4) また、審査請求人はわずか10キログラムの木くずを焼却したのであり、継続的に本件ドラム缶を使用していたものではなく、焼却時間も短時間であり、焼却現場も田に囲まれた場所であり、生活環境の保全上の支障は生じていない旨の主張をするが、審査請求人の主張は結果論にすぎず、過去にも産業廃棄物である木くずを焼却していた事情を加味すれば、本件焼却のような行為を繰り返し行っていた可能性は十分に考えられる。たとえ、焼却行為が一度きりであったとしても、前述のとおり、産業廃棄物収集運搬業の許可業者でありながら本件焼却を行っている事実は悪質性が高く、重大な法令違反であるといえ、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 本件工事においては、廃掃法21条の3第1項の規定からすれば、本件木くずの排出事業者は元請業者となるはずで、産業廃棄物管理票の排出事業者も元請業者となるべきところ、産業廃棄物管理票上、下請業者である審査請求人が排出事業者となっている事実が認められる。このように、審査請求人には、産業廃棄物収集運搬業の許可業者でありながら廃掃法の正しい理解が及んでいないといった事情も認められる。

また、審査請求人は、新たな代表取締役の下、従業員及び役員に対し法令を遵守するよう指導監督してきた旨主張するが、上記（3）のとおり、審査請求人の代表取締役は、本件ドラム缶を用いて焼却していることを知りながら、従業員Eに業務を任せきりにし、業務執行について注意を払っていなかったものである。それにもかかわらず、本件焼却について、従業員が独自に行った旨主張する行為に対しては、今後、産業廃棄物の収集運搬業の許可を有する事業者の代表取締役として、指導監督を適正に行っていけるかについての疑念を抱かざるを得ない。

また、審査請求人は、口頭意見陳述において、本件木くずは廃棄物かもしれないが、薪として利用できた可能性があったとして、情状が重いとはいえない等主張するが、本件木くずと薪は異なるものであり、当該主張をすること自体、廃掃法に則した適正な処理を行おうとする姿勢の欠如といわざるを得ず、これらの事情を踏まえると、今後審査請求人が本件について真摯に向き合い、是正する可能性は低いと評価せざるを得ない。

(6) 審査請求人は、本件焼却については不起訴処分になった旨主張しているところ、廃掃法14条の3の2の許可取消処分は、将来における適正処理を確保し、不法投棄等の危険を防止するという行政目的に基づく行政処分であって、国家刑罰権の行使を目的とする刑事処分とは別個独立の処分で

あり、本質的にその性質を異にすることからすれば、不起訴処分になったことが、必ずしも本件取消処分に影響するものではない。加えて、審査請求人は、処分庁の調査に対しては誠実に対応している旨主張するが、それは当然であって、そのような対応が審査請求人の情状に影響を及ぼすと評価することはできない。

(7) また、審査請求人は、平成30年7月27日に産業廃棄物運搬業の新規許可を受けてから本件取消処分に至るまでの間、一度も行政処分及び行政指導を受けていない旨主張する。しかしながら、審査請求人は、平成18年8月22日に、不法投棄を理由として産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受け、その後、平成24年10月19日に新規許可を改めて取得したが、当該許可の有効年月日（平成29年10月18日）の経過後に、無許可の状態で産業廃棄物収集運搬業を行ったことから、3度目の新規許可を受ける平成30年7月27日の前日である同月26日に厳重注意文書による行政指導を受けた事実がある。

その上で、審査請求人は、過去の行政処分等の事実を本件取消処分の判断において考慮することは他事考慮に当たり許されない旨主張する。しかし、上記の事実は、過去の審査請求人の廃掃法違反に関するものであり、廃棄物の適正処理の観点からすれば、本件取消処分においてこれらの事実を踏まえることは合理的であり、考慮すべきではない事項とはいえない。また、本件においては、これらの事実を考慮せずとも、前述のとおり本件焼却の行為は悪質性が高いといえるところ、処分庁もこれらの事実を考慮せずに本件取消処分を行っていると解されるから、審査請求人の主張は採用できない。

(8) これらの事情を総合的に踏まえると、審査請求人の主張を踏まえても本件において「情状が特に重いとき」に当たるとした処分庁において、裁量の逸脱又は濫用があったとは認められない。

(9) 上述のとおりであるから、本件焼却について処分庁が「情状が特に重いとき」とした判断に不合理な点はなく、許可取消処分が相当であり、処分が不当であったということはできない。

2 その他の主張について

(1) 焼却禁止の例外該当事由

ア 審査請求人は、本件焼却の行為は焼却禁止の例外（廃掃法施行令14条5号）に当たると主張する。

廃掃法は、廃棄物の排出を抑制し、その適正な処理等によって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており（廃掃法1条）、その目的を達成するために原則として廃棄物を焼却してはならない旨を規定している（廃掃法16条の2）。もっとも廃棄物の焼却を禁止する一方で、生活環境への影響が軽微で、かつ、生活環境において通常行われるものとして焼却を認める必要性が高い場合にまで規制を及ぼすのは不合理であるために一定の例外を設けていると解される。

そうすると、廃掃法16条の2を定めた趣旨や規定ぶり、廃掃法施行令14条5号、廃掃法1条等を併せ考えれば、廃掃法施行令14条5号にいう「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」とは、社会通念上たき火と理解し得る程度の規模を指すものと解され、日常生活を営む上で通常行われ、社会の慣習上やむを得ないと理解される程度の廃棄物の焼却であり、環境への影響が軽微であるものをいうものと解される。

そのため、廃掃法施行令14条5号にいう「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」に該当するか否かは、焼却量、焼却物、焼却行為者、焼却目的等様々な事情を総合考慮して判断すべきである。

これを本件について検討すると、本件木くずは、10キログラムと比較的少量ではあったものの、本件工事より発生した産業廃棄物であるところ、本件木くずを焼却したのは収集運搬業の許可業者である審査請求人の従業員であり、審査請求人の業務として焼却した事情がうかがえることからすれば、日常生活で通常行われ慣習上やむを得ないと理解される焼却であったとは到底評価することはできず、廃掃法施行令14条5号の「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」に該当しないことは明らかである。

イ なお、審査請求人は、本件焼却が行われた施設は、その構造から焼却施設ではなく、屋外で使用する調理用のカマドであるとし、本件焼却は、構造的にも利用状況的にもカマドを利用した軽微なたき火であり、「日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」であって軽微なものに該当する旨主張するが、仮にドラム缶が屋外で使用する調理用カマドであったとしても、上記の事情に照らせば、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却の目的で行われたものではないことが明白であり、審査請求人の主張は採用できない。

（2）経済的損害について

審査請求人は、本件取消処分により産業廃棄物の収集運搬業の仕事ができなくなり、多大な経済的損害を受けたと主張するが、経済的損害について本件取消処分の判断に影響はなく、審査請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年10月7日、審査庁から諮問を受け、同年11月20日及び同年12月4日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年10月29日、同年11月5日及び同年12月1日、主張書面の提出を受け、審査請求人から、同年10月27日及び28日、主張書面の提出を受け、同年12月4日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件取消処分の適法性及び妥当性について

（1）処分庁は、本件焼却が、焼却禁止（廃掃法16条の2）に違反するとして、廃掃法14条の3の2第1項5号の規定に基づき本件取消処分を行ったものであるところ、同号は、都道府県知事（処分庁）は、産業廃棄物収集運搬業者等が①14条の3第1号に規定する「違反行為」をしたときに該当し、②「情状が特に重いとき」は、その許可を取り消さなければならないと規定することから、以下、本件焼却について、①及び②の要件該当性について検討する。

一件記録によると、本件焼却について、以下の事実が認められる。

ア 本件焼却は、令和5年9月4日午前9時15分頃から同10時40分頃までの間に、本件事業場において、審査請求人の従業員Eの自己判断により行われた。

イ 本件焼却に使用された焼却設備（本件ドラム缶）は、縦の長さの3分の1に切ったドラム缶を地面に直に設置したものである。直径57センチメートル、高さ45センチメートル程度の円柱状であり、側面下部に横35センチメートル、縦22センチメートル程度の四角い穴が開いていた。

ウ 本件焼却により処分された本件木くずは、計10キログラムである。

エ 審査請求人は、下請業者として本件工事を行ったが、本件工事に係る産業廃棄物管理票には、排出事業者として審査請求人を記載していた。

オ 本件ドラム缶は、令和5年1月に従業員Eが本件事業場に設置したもので、本件焼却を含め3回、産業廃棄物である木くずを焼却していた。

なお、審査請求人の代表取締役は、令和5年春頃に、本件ドラム缶の存在及び内部の焼却灰を認識したが、本件焼却の前にその設置目的を認識することはなかった。

カ 審査請求人は、処分庁から、平成18年8月22日に投棄禁止違反（廃掃法16条）により産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受け、平成30年には虚偽の管理票交付（同法12条の3第1項）及び産業廃棄物収集運搬業の無許可営業（同法14条1項）違反等により厳重注意を受けている。

（2）①「違反行為」（不法焼却）該当性について

本件木くずは、審査請求人が請け負った住宅の内外装撤去工事（本件工事）により生じたものであり、建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたもの）に当たるから、廃掃法施行令2条2項に規定する産業廃棄物に該当する。したがって、本件焼却は、廃掃法16条の2各号に該当する場合を除き、「違反行為」（不法焼却）となる。そこで、本件焼却が廃掃法16条の2各号に掲げる焼却禁止の例外に該当するかを検討する。

ア 廃掃法16条の2第1号について

本件ドラム缶は、上記（1）のイのとおり、ドラム缶を3分の1に切断して側面に穴をあけただけの簡易なつくりのものであることから、「外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの」（廃掃法施行規則1条の7第3号）とはいえない。したがって、本件ドラム缶は、「環境省令で定める構造を有する焼却設備」（廃掃法施行令3条2号イ）に該当しないから、本件焼却は廃掃法16条の2第1号に掲げる「産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却」に該当するとはいえない。

イ 廃掃法16条の2第2号について

上記のとおり、本件木くずは廃掃法施行令2条2号が規定する産業廃棄物であるところ、同号の「木くず」については、廃掃法の規定に基づき適正に処理される必要があることから、廃掃法以外の法令に焼却禁止に係る除外規定は存在しない。したがって、本件焼却は、廃掃法16条の2第2号が規定する「他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却」には該当しない。

ウ 廃掃法16条の2第3号について

廃掃法16条の2第3号が規定する焼却禁止の例外は、廃掃法施行令14条各号において具体化されているところ、本件においては、同条5号に掲げる「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」に該当するかが問題となる（審査請求人も、第1の3(6)のとおり、本件焼却の同条5号該当性を主張している。）。

「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」とは、日常生活を営む上で通常行われ、社会の慣習上やむを得ないと理解される程度の廃棄物の焼却、例えば、たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却（一般財団法人日本環境衛生センター発行「令和2年版廃棄物処理法の解説」）といった、生活環境への影響が軽微なものをいうと解され、これに該当するか否かは、焼却行為者、焼却量、焼却場所等の様々な事情を総合考慮して判断すべきである。

これを本件についてみると、本件焼却は、産業廃棄物収集運搬業者である審査請求人の従業員が、下請けとして請け負った本件工事により排出された産業廃棄物である木くず（本件木くず）を、本件事業場に設置された本件ドラム缶で燃やしたというものである。このように、本来、他の産業廃棄物処理業者により適正に処分されなければならない本件木くずが、審査請求人の業務として焼却されていることからすれば、焼却量が10キログラムであることを考慮しても、日常生活を営む上で通常行われるものでないことは明らかで、生活環境への影響が軽微なものともいえない。

これに対し、審査請求人は、本件ドラム缶はキャンプ場などで使用される「屋外で使用する調理用カマド」とその構造が同じであり、焼却量も10キログラムと少量であるから、本件焼却は日常生活で行われるたき火であると主張する。しかしながら、本件焼却が産業廃棄物収集運搬業者である審査請求人の業務として行われたものであることなどから「日常生活で行われる」ものといえないことは上記のとおりであり、また、仮に本件ドラム缶の構造がキャンプ場のカマドと同じであるとしても、そのことをもって本件ドラム缶による焼却が「日常生活で行われるたき火」と判断されることになるわけではないから、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、本件焼却は、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」（廃掃法施行令14条5号）に該当しないから、廃掃法16条の2第3号に掲げる「公益上若しくは社会の

慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」に該当しない。

上記ア、イ及びウのとおり、本件焼却は、廃掃法16条の2各号に規定する焼却禁止の例外に該当しない焼却（不法焼却）であるから、「違反行為」に該当する。

（3）②「情状が特に重いとき」該当性について

ア 違反行為が廃掃法14条の3の2第1項5号に規定する「情状が特に重いとき」に該当するかについて、処理基準は、不法焼却は「情状が特に重いとき」に該当するとしている。また、処分指針第2の2（5）は、「違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から判断されるものであること。なお、廃掃法25条から27条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えない」としている。

審査請求人は、処理基準及び処分指針について法規性を否定する（上記第1の3（3））が、これらの定めには、廃掃法及び廃掃法施行令の趣旨に照らして特段不合理な点は認められないから、以下、処分指針が掲げる「違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情」に沿って検討する。

なお、審査請求人が、「情状が特に重いとき」の判断要素として主張する事情（上記第1の3（2）ア）は、上記処分指針が掲げる諸事情（違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等）と一致している。

イ 本件焼却は、産業廃棄物である本件木くず（第1の1（1）イ）10キログラムを、審査請求人の従業員Eにより、本件ドラム缶を用いて行われたものである。本件ドラム缶は、令和5年1月に従業員Eが本件事業場に設置したものであり、同人は、令和5年9月の本件焼却までの間に、本件焼却を含め3回、産業廃棄物である木くずの焼却を行っていた（上記（1）オ）。このように、本件事業場において、本件焼却のような不法焼却が過去に複数回行われていたことからすれば、処分庁の職員が本件焼却を覚知して立入調査を行っていなければ、今後も同様の違反行為が反復された可能性は否定できない。

また、上記（1）オのとおり、審査請求人の代表者取締役は、本件ドラム缶による焼却の痕跡を認識しながら従業員Eに対する確認等を行ってお

らず、このことが本件焼却を招いたといわざるを得ない。

さらに、審査請求人は、上記（1）エのとおり、産業廃棄物管理票の排出事業者欄に、本件工事の元請業者ではなく審査請求人を記載するという誤った管理票を作成していること（廃掃法12条の3第1項及び21条の3第1項参照）からすれば、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する許可業者として、廃掃法の正しい理解が及んでいるとも、法令遵守に係る取組が徹底されていたともいい難く、不法焼却を含め、法令遵守に係る是正可能性は低いといわざるを得ない。

このような各事情に鑑みれば、廃掃法の目的である「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理」等により「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」（廃掃法1条参照）に照らしても、「情状が特に重いとき」に該当するといえる。

これに対し、審査請求人は、本件焼却は約1時間30分と長時間行われたものでなく、焼却量も多量でないこと、本件焼却が行われた日の立入検査の後に不法焼却を行わず、処分庁のその後の報告徴収等に誠実に対応していること等を考慮すべきと主張する。

しかしながら、本件焼却が約1時間30分にとどまったのは、処分庁の職員が本件焼却を覚知し立入検査を行ったことによる結果論にすぎないし、木くず10キログラムが多量でないともいえない上、本件焼却後の誠実な対応については、廃掃法上の許可を受けている者としては当然のことであるから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ また、審査請求人は、処理基準及び処分指針を一律的及び機械的に適用することは廃掃法の趣旨に照らし違法又は不当等と主張するが、上記イの検討によれば、本件取消処分は、処理基準及び処分指針を一律的及び機械的に適用したものではないから、審査請求人の主張は採用できない。

エ したがって、本件焼却は「情状が特に重いとき」に該当する。

（4）その他の審査請求人の主張について、以下、検討する。

ア 審査請求人は、本件取消処分に当たり、平成18年の産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分及び同30年の行政指導の事実を考慮することは他事考慮に当たると主張する（第1の3（5））。

本件取消処分に当たり、処分庁が上記行政処分及び行政指導の履歴を考慮したかは不明であるが、第3の2（1）カのとおり、審査請求人が過去に重大な廃掃法違反の行為を複数回行っていたことからすれば、審査請求

人においては、審査請求人が主張する代表取締役の交代にかかわらず、廃掃法を遵守する姿勢が長年にわたり徹底されてこなかったということができ、このことは、本件焼却と全く無関係とはいえない。

したがって、仮に本件取消処分において、上記の行政処分及び行政指導の事実を考慮したとしても、他事考慮には当たらない。

イ また、審査請求人は、A都道府県において産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消された事案計11件と本件を比較し、審査請求人及び従業員Eは本件焼却について不起訴処分となっていることから、本件取消処分は重すぎる旨主張する（第1の3（2）ア）。

この点については、一般論として、行政処分と刑事処分はそれぞれ独立して処分の必要性を判断するものであるから、不起訴処分になったことが本件取消処分に影響を与えるものではない（行政処分の指針第2の2（1）①参照）。

そして、上記11件のうち10件は、取消処分を受けた者が産業廃棄物収集運搬業許可の欠格要件に該当したことによるもの（うち3件は被処分者の破産手続開始決定があったことによるもの、その余は被処分者やその関係者における一定の刑事処分の確定が欠格要件の一部に当たるもの）であり、本件とは事案を異にすることから比較の対象として不適切である。

また、審査請求人は、本件では、改善命令の不履行がないことを理由に、本件取消処分が重すぎるとも主張する。上記10件以外の残りの1件は、本件と同じく廃掃法14条の3の2第5号の規定を根拠とするものではあるが、廃掃法に基づく改善命令違反が同号に規定する「違反行為」とされたものであって、本件とは事案を異にすることから比較の対象として不適切である。なお、改善命令違反にも廃掃法による罰則があるものの、当該事案において不起訴処分とされたか否かは不明であるから、審査請求人の上記主張は採用できない。

ウ さらに、審査請求人は、第1の3（4）のとおり主張するが、本件取消処分によって審査請求人が多大な経済的損害を受けたとしても、そのこと自体は、本件取消処分の判断を左右するものではないから、審査請求人の上記主張は採用できない。

したがって、本件取消処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。
よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	吉 開	正 治 郎
委 員	中 原	茂 樹
委 員	福 本	美 苗